

TSユニオン 建設機械等賃貸借約款

第1条（総則）

1. 建設機械等賃貸借約款（以下「本約款」という。）は、賃借人を甲、賃貸人TSユニオンを乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。但し、別に契約書類または取り決め等による特約がある場合は、それが本約款に優先する。

第2条（レンタル）

1. レンタルは、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲及び乙は、物件の種類、規格、数量、使用目的、使用場所、引渡し予定日、引渡し返還場所、レンタル期間、料金、支払条件、輸送方法、修繕費、その他の条件について、取り決めのうえ、レンタルを申し込む。
3. レンタルは、甲が前第2条1項及び2項にしたがって申し込み(口頭による場合を含む)、乙がそれを承諾することによって成立する。但し、甲の工事現場責任者またはその代理人による申し込みによっても成立する。

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。
2. 前項に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条（レンタル料）

1. レンタル料とは、基本的に物件の「賃貸借料」をいう。また、甲は別途、物件に対する「基本管理料」及び「補償料」を乙に支払わねばならない。但し、補償料は、一部レンタル条件に該当した場合に限り発生し、別途契約を行う。
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。但し、稼働休止を乙が了承した場合は、この限りではない。
3. レンタル料は、物件の1日8時間以内の稼働を原則とする。この時間を超えて使用される場合は別途レンタル料が生じる。
4. 甲は乙に対し、乙からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。但し、別に支払条件について取り決めによる特約がない場合に適用される。
5. 甲が前項の期日に代金を完済しないときは、完済まで法定利率の割合による損害金を支払うものとする。

第5条（基本管理料）

甲は、物件の品質管理・環境対策等に対応すべく、乙が行う点検及びそれに関連する費用として、別途定める基本管理料を乙に支払う。

第6条（補償料）

1. レンタル期間中に物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は乙の定める補償料を負担する事により、乙の補償制度が適用される。これにより、甲が支払う一定額の負担金（免責額）の支払いをもって乙は請求権を放棄する。
2. 前項の場合において、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失、その他補償制度の対象外となる損害の場合は、この限りでない。

第7条（保証金）

1. 乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託しなければならない。この保証金に利息は付さない。
2. 乙は、甲に第21条1項各号の一つに該当する事由が生じたときは、保証金をもってレンタル料を含む甲の乙に対するすべての債務の弁済に充当できる。この場合において、甲は、乙に対し、保証金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。
3. 乙は以下の各号に該当する場合、甲に対し、前項に基づき受け取った保証金の額から本契約に基づき甲が負う金銭債務のうち未払いのものを控除した残額を返還しなければならない。

（1）レンタルが終了し、かつ、本件動産の返還を受けたとき

第8条（物件の引渡し、免責）

1. 甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書を交付し、甲は借り受けた物件について受領書を乙に交付する。
2. 乙は、レンタル期間の開始日に甲に物件を引き渡さなければならない。但し、組立・据付・あるいは解体作業をとまなう物件と引渡しについては、その都度レンタル期間の開始日及び返還条件を定める。
3. 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
4. 前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。
5. 乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
6. 物件の搬出入・運送・積み下ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。尚、本項の条件は第16条の返還の際も同様とする。
7. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは

引渡し不能となった場合、その責を負わない。

第9条（物件の検収）

1. 甲は、物件受領後ただちに、乙が発行する納品書並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等について検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。
2. 甲は、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵等を発見した場合、ただちに乙に連絡する。乙が甲の連絡を受けた場合は、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第10条（契約不適合責任）

1. 乙は、甲に対して引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。尚、引渡し後、ただちに物件の性能の欠陥につき通知がなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとする。
2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、レンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅れ、手待ち、逸失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第11条（物件の保守管理）

1. 甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件の本来の用法、能力に従って使用し常時正常の状態に維持管理する。その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。
2. 甲は、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
3. 月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
4. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。
5. 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、第17条1項の場合を除き乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。

第12条（物件の検査）

乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は積極的に協力しなければならない。

第13条（禁止事項）

1. 物件を担保に供する等、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
3. 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと。

4. 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること。
5. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと。

第14条（環境汚染物質下での使用禁止）

1. 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物等（以下「汚染物質等」という。）の環境下で物件を使用しない。但し、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りでない。
2. 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分をただちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第15条（通知義務）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき
2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を書面で乙に通知する。

第16条（物件の返還）

1. レンタル期間終了時、甲はただちに物件を乙の事業所内にて返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に返却書を交付する。
2. 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
3. 物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。但し、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。

4. 物件の返還は貸出時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる(期間経過相応の損耗を除く)場合、甲の責任において現状に復するか、又は甲はその費用(修理費、清掃費等)を乙に支払う。
5. 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権並びに同時履行抗弁権を行使しない。

第17条 (損害賠償)

1. 物件が天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。
2. 物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
4. 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合は、甲は休業損害に相応した補償金を乙に支払う。
5. 甲が乙の物件の保管・使用に起因して(但し、乙の整備不良等の乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く)第三者に対し、人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として払う。但し、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、甲は乙に交付することができる。

第18条 (反社会的勢力等への対応)

乙は、甲が次の各号へのいずれかに該当する場合、契約の拒絶及び解除をすることができる。

- (1) 暴力団等反社会的勢力であると判断したとき。
- (2) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき。
- (3) 乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき。

第19条 (不返還となった場合の損害賠償及び措置)

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2. 乙は、レンタル期間終了又は第21条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、必要な法的措置をとる。

第20条 (個人情報の利用目的)

乙は、甲又は甲の指定する者の個人情報すべてを以下の目的(以下「利用目的」という)で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、甲はこれに同意する。

- (1) 建設機械等のレンタル、販売、各種サービスの提供等の乙の事業につき、甲からの申込、甲への乙からの提案等当事者との商談に当たり、適切な対応を行うため。

- (2) 建設機械等のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、並びに甲の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- (3) 甲との契約につき、乙においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- (4) 乙から乙及びシンワグループ各社並びにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- (5) 甲によりよい商品、サービスを提供するため等、さらなる甲の満足のためのマーケティング分析に利用するため。

甲の指定する場所等の情報に個人情報が含まれる場合、甲はかかる個人情報の乙への開示及び前利用目的の当事者を当該個人に置き換えて適用されることにつき当該個人の同意を得るものとする。

第21条（契約の解除）

1. 下記の場合、甲または乙は契約を解除することができる。
 - (1) 本約款の条項に違反したとき。
 - (2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき。
 - (3) 自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、和議、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき。
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき。
 - (7) 信用状況が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき。
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為又は公序良俗に違反する行為等）があったとき。
2. 前項の規定に基づき、乙が契約を解除した場合、甲はただちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。
3. 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務をただちに現金で乙に支払う。

第22条（契約解除時の処置）

1. 甲は前条により乙から物件の返還請求があった場合、ただちに乙の定める場所に返還する。

2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立入回収し、損害のある場合、甲はその損害を負担する。
3. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
4. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

第23条（契約変更）

1. レンタル期間中における中途解約等の契約内容の変更は認めない。但し、甲が特別の事由により申し入れ、乙が相当と認めた場合はこの限りではない。
2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第16条の規定に基づく手を履行する。

第24条（解約損害金）

本約款および別に定める契約書類が第21条および第23条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ取り決めた損害金を支払う。但し、取り決めのない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

第25条（代物弁済予約）

甲は、乙に対して、第21条に基づき乙が甲との本約款および別に定める契約書類を解除したときには、乙が、甲所有の建設機械、什器備品等のうち甲が任意に指定する物品につき、甲が引き揚げてこれを換価し、乙が甲に対して負担するレンタル料金、修繕費、解約損害金その他一切の債務の支払いに充てることをあらかじめ承諾し、これに対して異議を申し述べない。

第26条（相殺）

乙は、本約款及び別に定める契約書類に基づき甲に金銭債務を負担するときは、甲が乙に負担する金銭債務といつても相殺することができるものとする。

第27条（秘密の保持）

甲及び乙は、知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。

第28条（約款および細則）

- (1) 乙は、予告なく本約款や細則を改訂し、または本約款の細則を別に定めることができるものとする。
- (2) 甲は、本約款及び細則を改訂しまたは別に定めたときは、甲の営業所内に掲示するとともに、甲の発行するパンフレット、ちらしおよびホームページにこれを記載するものとする。これを変更したときも同様とする。

第29条（連帯保証人）

- (1) 甲が乙へ支払うべき債務につき、連帯保証人はレンタル金額2年分の範囲で、本約款から生じる甲の乙に対する一切の債務の弁済に、連帯して保証する。
- (2) 乙が連帯保証人に対し債務の履行を請求した場合、その効力は甲にも及ぶものとする。

(3) 本約款に定める条項は、その性質上準用できないものを除き、連帯保証人にも準用される。

第30条（公正証書）

甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第31条（合意管轄裁判所）

本約款及び別に定める契約書類に基づく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所 本庁とする。

第32条（補則）

本約款及び別に定める契約書類に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

第33条（付則）

本約款は、2024年10月1日以降に締結されるレンタル契約について適用される。